



第 1 章

計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

(1) 社会動向

日本のこどもたちを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27年に「子ども・子育て支援新制度」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われています。

(2) 国の動向

日本の少子化対策は、平成2年の「1.57ショック」を契機に本格化しました。平成6年には「エンゼルプラン」が策定され、仕事と子育ての両立支援が強化されました。平成15年には「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法」が制定され、平成27年には「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、保育の質の向上や地域子育て支援の充実が図られました。さらに、令和元年5月には、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

こどもの貧困対策において、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月にはこどもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図るこどもの貧困対策を総合的に推進する「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有するこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28年2月には新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、令和5年4月に施行されたこども基本法が挙げられます。こども基本法は、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、日本国憲法、児童の権

利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月には、こどもとこどもがいる家庭に対する総合的な支援、こどもの権利及び利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しています。そして、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されています。

こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の6本の柱が基本的な方針として定められました。①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む。⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

さらに、「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に一部改正されました。

(3) 芦屋市の動向・取組

本市では、令和2年3月に『子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)』を策定し、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指してきました。このたび計画期間が令和6年度に終了することから、令和7年度から令和11年度の5年間の計画期間とした新たな計画を策定します。

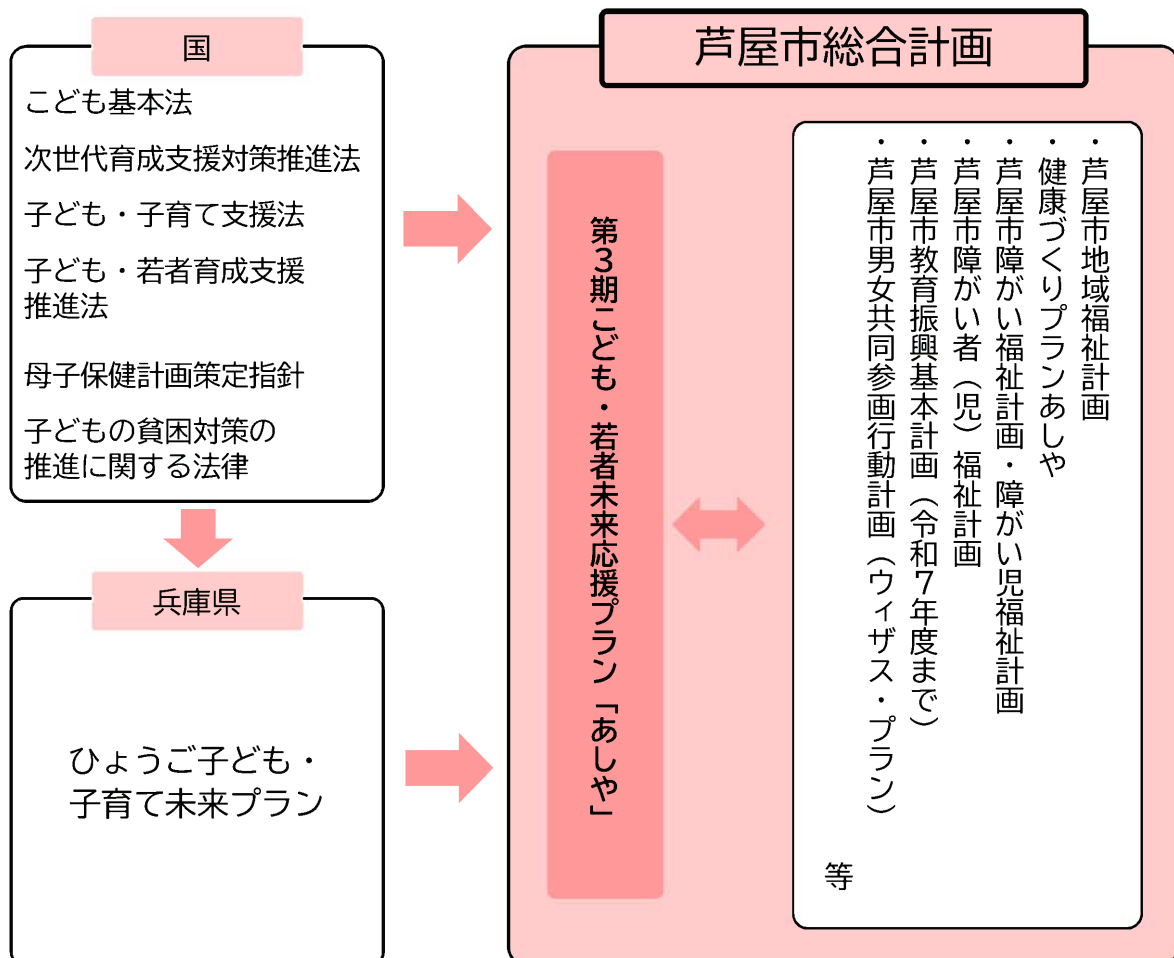
また、本市では、令和2年3月に子ども・若者育成支援推進法に基づく『芦屋市子ども・若者計画』を策定し、こどもと若者への支援を推進してきました。この計画の期間も令和6年度に終了することから、令和7年度から令和11年度の5年間の期間とした新しい計画を策定します。

こどもと若者に関する両計画の策定にあたり、こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくという「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こどもから若者への支援を一体的に推進していくため、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体化した新しい計画を策定し、こども・若者施策を進めることとします。名称としては、『第3期こども・若者未来応援プラン「あしや」(第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画・第3期芦屋市子ども・若者計画)』とします。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、芦屋市の子ども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、第二期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちます。また、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」と一体化し、芦屋市こども計画として位置付けます。



(2) 計画の期間

本計画を構成する子ども・子育て支援事業計画及び行動計画は、それぞれ5年を1期とすることが法定されているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間

令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年
第2期計画	第3期子ども・若者未来応援プラン「あしや」					次期計画

3 計画の策定体制

(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こども・若者を取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(2) 「芦屋市青少年問題協議会」の設置

本計画の策定にあたり、若者（青少年）の育成等に関する総合的政策の樹立について必要な重要事項を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び若者支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市青少年問題協議会」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、市民のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「芦屋市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

- ア 市内に在住する就学前児童保護者
- イ 小学生保護者と本人（4年生～6年生）
- ウ 中学生保護者と本人

② 調査期間

令和5年11月28日～令和6年1月12日

③ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	2,785 通	1,171 通	42.0 %
小学生保護者	2,818 通	922 通	32.7 %
中学生保護者	1,263 通	428 通	33.9 %
小学生本人	1,408 通	207 通	14.7 %
中学生本人	1,263 通	211 通	16.7 %
計	9,537 通	2,939 通	30.8 %

(4) 子ども・若者計画アンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、子ども・若者の考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「子ども・若者アンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

- ア 中学生：芦屋市在住の公立中学校2年生
- イ 一般：芦屋市在住の15歳から39歳まで

② 調査期間

令和●年●月●日～令和●年●月●日

③ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
中学生	●●通	●●通	●●%
一般	●●通	●●通	●●%
計	●●通	●●通	●●%

(5) パブリックコメントの実施

令和6年12月●日～令和7年1月●日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

(6) 行政機関の計画策定体制の整備

子ども・子育て支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会」を開催しました。

また、こどもと若者支援対策を総合的に推進するため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市子ども・若者計画推進本部」、教育部参事（学校教育担当部長）を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会」を開催しました。

以上の策定体制に加え、関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら、全庁的な体制の下で計画策定を進めました。

4 第2期計画の評価

計画推進の期間において掲げた第2期計画第4章の事業のうち、子ども・子育て会議で重点的に取り組むこととして定めた重点事業に加え、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、毎年度評価をしており、4年間の総括した検証及び分析は次のとおりです。

(1) 重点事業

＜進捗状況に対する評価＞（指標を数値で示すことができない項目）

A評価…令和6年度目標を達成した場合

B評価…令和6年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…令和6年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合

＜質の向上に対する評価＞

A評価…向上できた

B評価…現状維持

C評価…向上できなかった

基本目標 1-1 No. 9	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター こども家庭総合支援室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターや子育て世代包括支援センターが、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。	こども家庭・保健センター（こども家庭総合支援担当）	こども家庭総合支援室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センター及び子育て世代包括支援センターにおける他機関との連携を強化	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	A	A
					質の向上に対する評価			
			B	B	A	A		
		4年間総括検証・分析	子育て世代包括支援センターは切れ目ない支援として妊娠期から子育て期において相談業務を担っている。 相談内容により、それぞれの関係機関でアセスメントを行い、相談者に寄り添った支援を提供できるよう、連携している。					

基本目標2-1 No. 5	事業名 事業内容	担当課	指標		R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。		研 修 会 への 参 加人数	保 育 所 等	450 人	実績値			
						361 人	348 人	862 人	888 人
						質の向上に対する評価			
						B	B	B	A
			幼 稚 園	450 人	実績値				
					中止	272 人	292 人	273 人	
					質の向上に対する評価				
					B	B	B	B	
		4 年間総括 検証・分析	【保育所等実施分】 令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、職員が密な環境に集うことを回避しており、ほいく課主催の研修会や園内研修会の企画、実施が困難な状況にあった。4年度より研修会が実施できるよう、換気・消毒の徹底、会場の選定、参加人数の制限等の対策を講じながら開催した。その結果、4年度から開催回数、参加人数が増加している。5年度は研修内容も現状に応じ他分野の内容で実施し、大幅な参加増につながっている。同様に市内認可保育施設からの参加も増加しているおり、市内保育施設全体の保育の質の向上につながっている。						
			【幼稚園実施分】 コロナ禍で、研修会・研究会の開催や対面の交流が難しい場合には、紙面開催やオンライン、開催の延期、参加人数を絞る等、工夫しながらできる範囲で実施してきた。令和3年度より、感染症対策を講じながら、市立幼稚園全園で公開保育を伴う研究会を実施したほか、研修会や教育報告会などを通じて、市内の就学前教育・保育施設の職員がともに保育について学び合い、就学前教育・保育の質の向上に取り組んだ。今後も、就学前教育・保育施設間の連携を深め、市立幼稚園において公開保育を伴う研究会や研修会を開催し、質の高い教育・保育をともにめざし、人材育成に努めていく。						

基本目標2-1 No. 6	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	教育・保育施設 への巡回訪問及 び保育の質の評 価		各施設への年 2、3回の定期 的な 巡回の実施	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	B	A
					質の向上に対する評価			
					B	B	B	A
市職員が定期的 に各施設を訪問 し、保育内容や 環境等について 意見交換・助言 等を行う。また、 「芦屋市保育の 質の評価」のチ ェックシートを 活用し、保育の 質の向上を目指 す。	4年間総括 検証・分析	令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大 防止の観点より、職員が密な環境に集うことを回避してお り、訪問日に園に確認を取り、ほいく課から保育士の訪問 を自粛する等の対応を行った。令和2年度：59回中29 回、令和3年度：49回中27回実施した。 令和4年度は、園に状況を確認し、時期を変更する等対 応を行いながら実施した。また訪問時にはマスク着用、手 洗い等の実施なども十分配慮しながら訪問を行った。令和 4年度：62回中62回実施した。令和5年度は、5月よ り新型コロナウイルス感染症が5類相当とされたことも あり、できる限り訪問し保育内容について相談、助言を行 った。令和5年度：56回中56回予定通り実施した。 訪問時に園が不安に感じていること等を聞き取り、研修 会を実施する等保育の質の向上に繋げた。						

基本目標3-1 No. 1	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	地域における子育て支援活動 あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。		子どもの育成にも効果的な活動を行う市民活動団体への支援及びあしや市民活動センターにおける事業の実施	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	A	A
					質の向上に対する評価			
					A	A	A	A
			幼稚園、保育所、認定こども園での子育て世帯への施設開放の実施	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	A	A
								B
					質の向上に対する評価			
					B	B	B	A
								B
			地域での子育てセンター事業の実施	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	B	B
					質の向上に対する評価			
					B	B	B	B
			4年間総括 検証・分析	【あしや市民活動センター】 あしや市民活動センターでは、「市民活動100%のまち」を合言葉に、活動人口をアップさせるため、市民活動に関わることの面白さをこどもの頃から体感するための活動の場を提供してきた。コロナ禍の活動自粛期間中は、Web 利用や小人数での活動支援で継続してきた。 ・学び、遊べる場の提供「夏休みわくわくスペシャル」（小中学生対象） （分析）自粛期間以外の年度では40人以上のこどもが参加しており、こどもの居場所づくりとして有効に活動できている。 ・子育て中の母親の居場所作り「ママと子の居場所「つきいちよるごはん」」 （分析）年長児から小学校低学年を対象とし、親子で夕食をとる場を提供している。コロナ禍を経て参加者数が増加していることから、一定の需要があることが分かる。 ・学生団体の支援「あしや部（芦屋市在住高校生のグループ）」 （分析）高校生がボランティア活動を行える場を提供してきた。令和4年度には15回活動し、累計参加者数が200人を超えた。こどもの居場所としても、市民活動の場としても機能してきた4年間であった。				

基本目標3-1 No. 1	地域における子育て支援活動 あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	4年間総括 検証・分析	【保育所等】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、令和2年度から5年度9月までは実施できていない。令和5年10月下旬より園庭開放を再開した。園庭開放の実施が困難な時期においても、園見学等個別に対応、その中で育児相談等、可能な範囲で施設見学等を行った。 【幼稚園】 全市立幼稚園にて、「園庭開放」や「幼稚園で遊ぼう会」等で、各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、「3歳児親子ひろば」を実施し、地域の未就園児が安心して遊べる場作りや子育て相談の場となった。その他、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。コロナ禍においても、地域の子育て世代に対する子育て支援や保護者支援では、感染症対策を講じながら、こどもの居場所づくりとして、「園庭開放」や未就園児の遊びの広場や在園児との交流を図った。今後も、引き続き未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、「園庭開放」などの情報を積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、広く周知を図る。さらに「園庭開放」や「幼稚園で遊ぼう会」等の内容の工夫により、地域における子育て支援の充実を目指していく。 【子育てセンター】 令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症により集団での交流の開催が困難であったが、国の感染状況を見ながら少しずつ制限を緩和し、活動を再開している。地域での支援事業は市民との交流、情報交換との場となり、育児支援につながるため、今後も継続して実施していく。
--------------------------	--	------------------------	---

基本目標3-2 No. 4	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	交通安全の意識 向上		参加・体験・実 践型の交通安 全教育の 推進	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	B	B
					質の向上に対する評価			
					B	B	B	B
子どもの交通安 全を確保するた め、「交通安全教 室」や「出前講 座」等の実施に より、交通安全 に対する意識向 上を図る。	4年間総括 検証・分析	交通安全の意識向上にあたり、交通安全教育はこどもたちが生涯にわたり安全に道路を通行しようとする意識を養うために必要不可欠なものである。 4年間で交通安全教室を市立・私立幼稚園、認定こども園、保育所等137回、小学校63回、中学校10回、特別支援学校4回、計214回開催した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、実施回数が減少したが、令和3年度からは概ね従来どおりの回数・内容で芦屋警察と連携し交通安全教室を実施した。 また、学校園の担当者と協議の上、こどもの成長段階に合わせた内容で実施したことから、交通安全に対する意識向上を図ることができた。						

基本目標3-4 No. 2	事業名 事業内容	担当課	指標		R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5	
	インクルーシブ 教育・保育		対 象 児 童 の 支 援 計 画 の 充 実	保 育 所 等	充 実	進捗状況に対する評価				
						B	B	B	A	
						質の向上に対する評価				
						B	B	B	A	
				幼 稚 園	充 実	進捗状況に対する評価				
						B	B	B	B	
						質の向上に対する評価				
						B	B	B	B	
	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。	4年間総括 検証・分析	【保育所等】 市独自の個別支援計画シート等を作成している。担任と保護者が支援内容を共有し、連携しながら個別的配慮が必要な子どもたちへの支援を実施している。 担任、加配保育士等を対象に個別支援シート等の記載方法やこどもの姿の捉え方、支援の振り返り等が反映できるよう、令和5年度より4月に勉強会を実施している。また並行して、より実効あるものとなるようシートの見直し、検討を行っている。							
			【幼稚園】 支援が必要な子どもについては、特別支援教育センター専門員と連携し、巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師の専門職からの助言を受け、支援の内容や方向性の確認と情報共有を保護者と共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。また、長期的な視点で個別の教育支援計画や個々の実態に合わせた個別の教育支援計画を作成した。市立幼稚園の公開保育を伴う研究会や特別支援教育研究会を開催し、長期的な視点で個々の幼児の教育的支援が行えるように努めた。今後も集団の中で生活することを通して発達を促しながら、地域の中で安心して生活できる土台づくりを目指していく。							

(2) 教育・保育

市全域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳 保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		278人	679人	223人	724人	156人	688人
実 績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業等)	219人	612人	106人	944人	56人	506人
	企業主導型保 育施設 (地域枠)	-	-	-	9人	12人	46人
	合計	219人	612人	106人	953人	68人	552人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業等)	225人	765人	976人		170人	597人
	企業主導型保 育施設 (地域枠)	-	-	-		15人	34人
	合計	225人	765人	976人		185人	631人

4年間総括 検証・分析
1号の提供量は、市立幼稚園の定員変更等により提供体制（提供量）が減少しているが、実績（利用児童数）はさらに提供量を下回っており、その傾向は特に4歳以上で顕著である。 2号の提供量は、新規園の開園等により計画策定当初より増加しているが、市外所園の利用児童67名等を含む実績を下回っている。 3号の提供量は、実績を上回っているが、特に0歳について、コロナ禍以降の利用率の低下により、乖離が大きくなっている。

山手圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳 保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		143人	316人	128人	205人	72人	248人
実 績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業等)	106人	300人	0人	356人	23人	202人
	企業主導型保 育施設 (地域枠)	-	-	-	6人	3人	15人
	合計	106人	300人	0人	362人	26人	217人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業等)	130人	390人	261人		56人	188人
	企業主導型保 育施設 (地域枠)	-	-	-		8人	18人
	合計	130人	390人	261人		64人	206人

精道圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		75人	235人	57人	314人	43人	276人
実績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	83人	214人	106人	367人	30人	210人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-	2人	5人	25人
	合計	83人	214人	106人	369人	35人	235人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	45人	210人	532人		84人	317人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-		5人	12人
	合計	45人	210人	532人		89人	329人

潮見圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		60人	128人	38人	205人	41人	164人
実績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	30人	98人	0人	221人	3人	94人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-	1人	4人	6人
	合計	30人	98人	0人	222人	7人	100人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	50人	165人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-		2人	4人
	合計	50人	165人	183人		32人	96人

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
時間外保育事業 (延長保育事業)	利用人数	ニーズ量		490 人	501 人	512 人	523 人	通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。
		実績		490 人	509 人	522 人	519 人	
		提供体制		1,524 人	1,553 人	1,751 人	1,740 人	
放課後児童健全 育成事業	利用人数	ニ ー ズ 量	低学年	555 人	592 人	613 人	658 人	ニーズ量と実績に乖離が生じた年もあるが、各学校及び幼稚園の空き教室を活用することで、全期間待機児童0人を達成することができた。 学年毎の定員は設けておらず、学級ごとの登級率により各定員が増減する仕組みとなっている。引き続き待機児童を出さないよう増設を含め提供体制を検討していく。
			高学年	71 人	77 人	81 人	174 人	
		実績	低学年	589 人	620 人	618 人	661 人	
			高学年	123 人	132 人	138 人	150 人	
		提供体制	低学年	589 人	620 人	618 人	661 人	
			高学年	123 人	132 人	138 人	150 人	
子育て短期支援 事業（子育て家 庭ショートステ イ事業）	実施箇所数	ニーズ量		23 日	23 日	23 日	23 日	里親による受け入れ先は微増傾向であり、今後も継続して周知啓発に努め委託先の確保に努める。利用者については、複数回の利用をするケースが多いため、初回利用のハードルを下げるための手法を検討していきたい。
		実績		12 日	6 日	7 日	54 日	
		提供体制		13 か 所	12 か 所	15 か 所	14 か 所	
地域子育て支援 拠点事業	実施箇所数	ニーズ量		65,616 人	64,728 人	63,840 人	62,976 人	ひろば事業など、新型コロナウイルス感染症による影響も大きく受けたが、徐々に拠点を拡充していき、子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所となった。
		実績		8,385 人	15,394 人	21,547 人	26,728 人	
		提供体制		3 か 所	5 か 所	6 か 所	6 か 所	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
幼稚園における 一時預かり事業	利用人数	ニーズ量	3歳	17,577 人	17,229 人	16,881 人	16,533 人	【幼稚園】 市立幼稚園では、令和3年度より、岩園幼稚園で3年保育を試験的に始め、令和5年度より本格実施を行った。3歳児の預かり保育も引き続き実施している。平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。 私立幼稚園では、施設数の変動により利用者数の増減の傾向把握は困難であるが、今後も利用者数の把握に努める。 【認定こども園（幼稚園部）】 通常の提供時間を超えて預かり保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応することができた。
			4・5歳	44,829 人	43,271 人	41,713 人	40,156 人	
		実績	3歳	4,116 人	7,898 人	5,791 人	7,724 人	
			4・5歳	23,983 人	27,838 人	25,136 人	25,776 人	
		提供体制	3歳	15,878 人	16,293 人	18,953 人	23,194 人	
			4・5歳	70,435 人	62,707 人	69,618 人	71,065 人	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
保育所・ファミリー・サポ- -センター等 における一時預 かり事業	利用人数	ニ- ズ量	保育所	3,261 人	3,172 人	3,083 人	2,993 人	【保育所等】 延べ利用数が増 加している。 目標値に対して 乖離が生じている が、施設整備や認可 外保育施設の活用 により、待機者は一 定解消されている。 ※提供体制につ いては、定員×開所 日数で記載してい るが、実際は保育所 等の入所状況や保 育士等の配置状況 により、差異が生じ る。 【ファミリー・サ ポート・センター】 育児の援助を受 けたい人と育児の 援助を行いたい人 とが会員となり、お 互いに助け合いな がら育児の相互援 助活動が継続的に 実施できた。今後も 引き続き、地域での 子育ての輪を広げ ていく。
			ファミサポ	3,153 人	3,081 人	3,009 人	2,937 人	
		実績	保育所	416 人	1,691 人	1,407 人	2,018 人	
			ファミサポ	2,561 人	3,245 人	2,508 人	2,867 人	
		提供 体制	保育所	12,879 人	14,036 人	14,268 人	14,268 人	
			ファミサポ	2,561 人	3,245 人	2,508 人	2,867 人	
病児保育事業	実施 箇所 数	ニ-ズ量		583 人	569 人	556 人	542 人	令和3年度より 市立認定こども園 内でも事業を開始 し、ニ-ズに対応す ることができた。 今後も、事業の周 知や利便性の向上 等に努めていく。
		実績		111 人	474 人	563 人	621 人	
		提供体制		1 か 所	2 か 所	2 か 所	2 か 所	
子育て援助活動支 援事業（小学生）	利用人数	ニ-ズ量		3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	育児の援助を受 けたい人と育児の 援助を行いたい人 とが会員となり、お 互いに助け合いな がら育児の相互援 助活動が継続的に 実施できた。今後も 引き続き、地域での 子育ての輪を広げ ていく。
		実績		1,671 人	1,718 人	1,518 人	1,768 人	
		提供体制		1,671 人	1,718 人	1,518 人	1,768 人	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
利用者支援事業	実施箇所数	実績	特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	【特定型】 保育コンシェルジュによる保育所の利用等の情報提供を行うとともに、相談・助言等によって子育て期の保護者等に対して、サポートを行うことができた。 【母子保健型】 妊娠期から子育て期の母子保健に関する様々な悩みなどに円滑対応する、切れ目ない支援体制を取っている。今後も、気軽に相談でき、必要な支援が提供できるよう継続して実施する。 ※ニーズ量は設定していない。
			母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
		提供体制	特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
			母子保健型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	
妊婦健康診査	利用人数	推計値		1,116人	1,079人	1,065人	867人	安心・安全な妊娠生活を送るため妊婦健康診査を負担なく受けられるよう助成する。継続して妊婦への経済的な支援としても実施している。
		実績		929人	883人	877人	826人	
		提供体制		各医療機関において妊婦健康診査を受けられる状況が整っている。				
乳児家庭全戸訪問事業	訪問件数	推計値		641件	632件	624件	378件	生後4か月までの乳児に対し、全戸訪問を実施している。出生数が減少しているが、継続して訪問し、育児支援を行っていく。
		実績		470件	426件	470件	471件	
		提供体制		586件	532件	528件	491件	

事業名	指標		R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
養育支援訪問事業等	利用回数	推計値	6 回	6 回	6 回	100 回	利用できる条件を緩和したため、希望者が増加し、支援につながっている。継続して、支援が必要な家庭に届くように実施していく。
		実績	48 回	81 回	52 回	240 回	
		提供体制	必要と判断した場合には、訪問できる体制を整えている。				
実費徴収に係る補足給付を行う事業		実績	298 人	234 人	278 人	280 人	【幼稚園】 補足給付の対象者へ文書で申請案内を行い、経済的な負担の軽減を図ることができた。ニーズは減少傾向にあるが、毎年一定以上のニーズが存在するため、今後も事業を継続して行う。
		提供体制	-	-	-	-	【保育所等】 教材費や行事費等の実費負担の部分について助成を行うことで、一定所得以下の世帯に対して、経済的負担の軽減を行うことができた。 ※ニーズ量は設定していない。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		実績	0 か所	0 か所	4 か所	0 か所	新規参入した市内私立保育施設の巡回訪問を定期的に実施し、保育内容や保護者支援、保育環境についての相談や助言を行い、保育の質の向上につながっている。 ※ニーズ量は設定していない。
		提供体制	-	-	-	-	